

- 1 郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の合併により利用者に混乱が生じないよう万全を期すとともに、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社が分社化されたことにより生じた問題点を解消し、両社の合併のメリットを最大限生かすべく、引き続き業務・組織の改善に努めること。

- 2 郵便局運営体制については、ユニバーサルサービスの提供責務を規定した郵政民営化法等の一部改正法の趣旨を踏まえ、利用者利便に配慮し、関係者とも十分に調整すること。

- 3 郵政民営化法等の一部改正法の趣旨を踏まえ、公益性及び地域性の更なる発揮に向けた取組を進めること。